

仕様書等に関する質問回答書

案件名	MicrosoftOffice LTSC 2024 ライセンスの賃貸借
履行場所	総務部総務課ほか

	該当箇所(図面番号・仕様書番号等)	質問事項	回答(上下水道局記入欄)
1		本件著作物の賃貸借契約であり、著作権者に対する許諾が必要となることから賃貸借契約は困難であると考えます。貴局と販売会社との間の使用許諾契約に基づいて貴局と弊社との間で支払委託立替払契約を締結し、弊社が貴局に代わって販売会社に代金を支払う立替払金に対する分割払金として算出したものを入札金額とさせていただきたいのですが、可能でしょうか？	本件入札公告に係る契約は、当局指定の賃貸借契約となるため、その他の契約形態による締結はできません。 なお、著作権者からの許諾が必要となる場合には、必要に応じて、著作権者より許諾を得る手続きを行ってください。
2	仕様書	ソフトウェアの手配のみで、現地でのインストール作業等は調達範囲外の認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。
3	仕様書 (納品)第4条	『Microsoft 365管理センター上で適切に管理・運用できる状態にするものとする。』と記載がありますが、「Microsoft Business Center」上での管理も可能としていただくことはできませんでしょうか。	契約形態はMPSAも可であるため、「Microsoft Business Center」上での管理も可能とします。
4	仕様書 (納品)第4条	契約手続き完了後、マイクロソフト社への申請手続きとなるため、手続きの遅延などの影響でご指定納期より遅れる場合は、別途協議にてご対応は可能でしょうか。	原則、納期までに管理・運用できる状態にする必要があります。 やむを得ない事情等で納期が遅れる場合は御相談ください。
5	仕様書 経費内訳書	「ソフトウェアアシュアランス不要」と記載がありますが、2026年7月以降、ソフトウェアアシュアランス不要の製品は再イメージング権がなくなると認識しております。ソフトウェアアシュアランス不要の製品で問題ないでしょうか。	当方では、ソフトウェアアシュアランスは再イメージング権とは直接関係がないと認識しております。よって、ソフトウェアアシュアランス不要の製品で問題ありませんが、再イメージング権が付帯している製品としてください。